

- 金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件（令和四年金融庁告示第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録を受けようとする者（次のいずれかに該当する者に限る。）が第一種金融商品取引業（特定投資家を相手方として行うものであつて、取り扱う有価証券が法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券、同項第十一号に規定する外国投資証券、同項第十七号若しくは第十八号に掲げる有価証券若しくは同項第十九号に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示する証券若しくは証書（同条第一項第二十号に掲げる有価証券でこれらの有価証券に係る権利を表示するものを含む。）又は金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。口において「令」という。）第一条第一号に掲げる有価証券であるものに限る。）を行おうとする場合における当該第一種金融商品取引業について</p>	<p style="text-align: center;">〔同上〕</p> <p style="text-align: center;">一 〔同上〕</p>

ての登録申請書若しくは変更登録申請書若しくはこれらに添付すべき書類又は法第三十条第一項の認可を受けようとする者（次のいずれかに該当する者に限る。）が当該第一種金融商品取引業に係る業務のうち法第二条第八項第十号に掲げる行為に係る業務を行おうとする場合における当該業務についての認可申請書若しくはこれに添付すべき書類

イ
「略」

ロ イに掲げる者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。次号及び第三号口において同じ。）、子会社等（同項に規定する子会社等をいう。次号及び第三号口において同じ。）又は関連会社等（同条第四項に規定する関連会社等をいう。次号及び第三号口において同じ。）

イ
「同上」

ロ イに掲げる者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。次号において同じ。）、子会社等（同項に規定する子会社等をいう。同号において同じ。）又は関連会社等（同条第四項に規定する関連会社等をいう。同号において同じ。）

ハ 役員（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第九条第二号イに規定する役員をいう。以下同じ。）又は重要な使用人（同号イに規定する重要な使用人をいう。次号ニにおいて人をいう。次号ニにおいて同じ。）のうちにイに掲げる者の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者のある者

二 「同上」

ハ 役員（金融商品取引業等に関する内閣府令第九条第二号イに規定する役員をいう。以下同じ。）又は重要な使用人（同号イに規定する重要な使用人をいう。次号ニにおいて同じ。）のうちにイに掲げる者の役員又は使用人であつた者のある者

二 法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録を受けようとする者（次のいずれかに該当する者に限る。）が第二種金融商品取引業（その行う投資運用業（法第二十八条第四項第二号又は第三号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関し法第二十八条第二項第一号に掲げる行為を行う業務、特定投資家を相手方として行うものであつて取り扱う有価証券が法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号若しくは第六号に掲げる権利であるもののうち当該権

利を有する者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う者が当該登録若しくは変更登録を受けようとする者の親会社等、子会社等若しくは関連会社等若しくは親会社等の子会社等（当該者並びにその親会社等及び子会社等を除く。）である場合に該当するもの、法第二十九条の五第二項に規定する業務又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百九十六条第二項に規定する業務に限る。）、投資助言・代理業又は投資運用業を行おうとする場合における当該第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業についての登録申請書若しくは変更登録申請書又はこれらに添付すべき書類

「イ　ハ　略」

ニ　役員又は重要な使用人のうちにイに掲げる者の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者のある者

三　法第六十六条の七十一の登録又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けようとする者（次のいずれかに該当する者に限る。）が投資運用関係業務受託業を行おうとする場合における当該投資運用関係業務受託業についての登録申請書若しくは変更登録申請書又はこれらに添付すべき書類
イ　外国において投資運用関係業務受託業と同種類の業務を行つている者

ロ　イに掲げる者の親会社等、子会社等又は関連会社等

ハ　イに掲げる者の役員又は使用人であつた者

ニ　役員のうちにイに掲げる者の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者のある者

四　前三号に掲げる書類（第一号若しくは第二号に掲げる登録

「イ　ハ　同上」

ニ　役員又は重要な使用人のうちにハに掲げる者のある者

〔号を加える。〕

申請書若しくは変更登録申請書若しくは認可申請書又は前号に掲げる登録申請書若しくは変更登録申請書に限る。)について、府令第二条第一項の規定の適用を受けて英語で記載して提出し、法第二十九条の登録若しくは法第三十一条第四項の変更登録若しくは法第三十条第一項の認可又は法第六十六条の七十一の登録若しくは法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けた者が提出する書類(当該者が行う前三号に規定する業務(当該者が前号に掲げる登録申請書又は変更登録申請書のみについて府令第二条第一項の規定の適用を受けて英語で記載して提出し、法第六十六条の七十一の登録又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けた者である場合にあつては、同号に規定する業務に限る。)又は法第六十三条の三第一項の規定により行う適格機関投資家等特例業務若しくは法第六十三条の十一第一項の規定により行う海外投資家等特例業務の範囲内のものに限り、前三号に掲げるものを除く。)

金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定の適用を受ける者(その適用を受けて前二号に規定する業務を行う範囲又は同令第二百四十四条第一項若しくは第二百四十六条の二十七第一項の届出書について同令第二条第一項の規定の適用を受けて適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務を行う範囲に限る。)に係るもの

備考 表中の「」の記載は注記である。